

令和6年 多賀町議会12月第4回定例会再開会議録

令和6年12月5日（木） 午前9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻君	6番	川岸	真喜君
2番	一之瀬	浩治君	7番	富永	勉君
3番	大谷	重温君	8番	山口	久男君
4番	近藤	勇君	9番	神細工	宗宏君
5番	木下	茂樹君	10番	菅森	照雄君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町長	久保久良君	福祉保健課長	林優子君
教育長	山中健一君	産業環境課長	野村博君
会計管理者	岡田伊久人君	地域整備課長	飯尾俊一君
企画課長	藤本一之君	学校教育課長	伊東瑞江君
総務課長	本多正浩君	教育総務課長	谷川嘉崇君
税務住民課長	小菅俊二君	生涯学習課長	竹田幸司君

◎議会事務局

事務局長	大岡まゆみ	書記	渡邊美和
------	-------	----	------

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

(開会 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和6年12月第4回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告書の順番に発言を許します。

最初に、8番、山口久男議員の質問を許します。

8番、山口久男議員。

[8番議員 山口久男君 登壇]

○8番(山口久男君) 皆さん、おはようございます。ちょっと声が風邪ぎみですので申し訳ないですけど、聞き取りにくいかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

私は、12月第4回定例会に当たり、大きく次の4点について一般質問を行います。

まず第1は、現行の保険証の新規発行の停止、マイナ保険証に一本化されることへの影響についてであります。

12月2日から現行の健康保険証、紙の保険証の新規発行が停止をされ、マイナンバーカードに保険証をひもづけたマイナ保険証への移行が推し進められました。こうした中で、資格確認ができず10割負担を求められた、他人の情報が表示されるなど、マイナ保険証をめぐるトラブルも発生をしております。今年5月以降だけでも約7割の医療機関でトラブルが発生したとの調査報告も出ています。医療機関や利用者からも不安の声が挙がっておりますし、町民の中からもいろんな声が挙がっております。マイナ保健証の利用率は10月末現在で僅か15.67%です。これは、国民がマイナ保険証の利用に関して、個人情報漏れる不安や現行の保険証と比べ利便性が感じられないと考えているからではないでしょうか。政府はマイナ保険証の反対の声に押されて、マイナ保険証の登録をしていない人に、ほぼ現行の保険証と同様の資格確認書を発行するとして

います。アンケートでも約8割が現行の保険証の存続を要望しており、現行保険証の存続を求める立場から、以下の点について伺います。

①、マイナンバーカードの申請状況はどうか。

②、国民健康保険、後期高齢者医療保険のマイナンバーカードへのひもづけの状況はどうか。

③、健康保険証を使わない場合の対応についてどのように周知されているのか。

④、マイナ保険証が使えない場合の対応はどうか。

⑤、現行の保険証と資格確認書の有効期限はどうか。

⑥、2024年12月1日発行の現行の被保険者証の有効期限はいつまでなのか。

⑦、国に現行の保険証の存続を求めることについての見解はどうか。

以上の点について答弁を求めます。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 山口議員のご質問、現行の保険証の新規発行の停止、マイナ保険証に一体化されることへの影響についての1点目、マイナンバーカードの申請状況はどうかについてのご質問にお答えします。令和6年11月末現在での所有者数は、人口7,355人中6,067人で、82.5%の方がマイナンバーカードを所有されている状況となっております。

2点目の国民健康保険、後期高齢者医療保険のマイナンバーカードのひもづけ状況はどうかについてのご質問にお答えします。国民健康保険について、令和6年10月末現在でのひもづけ者数は、加入者1,373人中985人で、71.74%の方がひもづけされている状況となっております。後期高齢者医療について、令和6年9月末現時点でのひもづけ者数は、加入者1,421人中985人で、69.32%の方がひもづけされている状況です。

3点目の健康保険証を使わない場合の対応についてどのように周知しているかについてのご質問にお答えします。国民健康保険と後期高齢者医療については、本年7月に同年8月よりお使いいただける健康保険証を郵送する際に、健康保険証の有効期限が令和7年7月31日までであることや、健康保険証とマイナンバーカードの一体化により令和6年12月2日から健康保険証は新規発行されなくなるなどについて周知するチラシを同封して送付しております。ほかにも、広報たが11月号への掲載、出前講座や75歳になられた方を対象に開催しておりますはつらつシニア・キックオフ講座での説明や、啓発物を配布することによる周知を行っております。また、窓口や電話でのお問合せがあった際は随時ご案内をしております。

4点目のマイナ保険証が使えない場合の対応についてはどうかについてのご質問にお答えします。国民健康保険と後期高齢者医療については、本年7月に送付しました令和6年8月よりお使いいただける健康保険証をお持ちの方は、住所や負担割合などの資格

情報に変更がない限り、令和7年7月31日までお使いいただけます。12月2日以降に転入、転居や資格を取得される方、資格情報に異動があった方につきましては、資格確認書もしくは資格情報のお知らせのどちらかを交付しております。マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードと健康保険証をひもづけされていない方にお渡しします資格確認書を交付された方は、健康保険証と同様に提示いただくことで医療機関などを受診することができます。マイナンバーカードと健康保険証をひもづけされている方にお渡しする資格情報のお知らせを交付された方は、マイナ保険証と併せて提示いただくことで医療機関などを受診いただくことができます。

5点目の現行の保険証と資格確認書の有効期限はどうかについてのご質問にお答えします。国民健康保険と後期高齢者医療については、健康保険証と資格確認書、どちらも令和7年7月31日までとなっております。

6点目の2024年12月1日発行の現行の被保険者証の有効期限はいつまでかについてのご質問にお答えします。国民健康保険と後期高齢者医療については、毎年7月に負担割合の判定が行われますことから、それに合わせて有効期限は令和7年7月31日までとなっております。

7点目の国に現行の保険証の存続を求めることについてのご質問にお答えします。現行の健康保険証の廃止については国が主導して対応を進めておりますことから、本町としましては国の動きを注視しつつ、被保険者の方々が適正に保険医療を受けていただくことができますよう対応してまいりたいと考えております。なお、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たっては、住民が混乱なく安心して医療機関を受けることができますよう、国の責任において国民および医療機関等に対し丁寧な説明および広報の周知徹底を図るとともに、守られるべき保健医療の機会が損なわれることのないよう十分な対策を行うこと、また被保険者の窓口での申請、受取りなどの事務手続や、医療費の負担が増えることなく従来どおり必要な医療を受けることができるよう十分な支援を行うよう、全国町村会や全国知事会を通じて国へ要望しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） それでは、再質問をさせていただきます。答えられる範囲内で結構ですので、町民の疑問もかなり出ておりますので、その疑問に対してどのように、答えられる範囲内で答弁をお願いいたします。

まず1つは、12月2日から紙の保険証が廃止になりました。執行停止になりました。町民の方から、もう保険証は使えなくなるのかというふうな素朴な意見があります。そういう中でどのように周知をされているのか、この現行の保険者も、先ほど使えますということでしたけれども、町民に対してそういう疑問に対してどのように周知されているのか、まずお聞かせを頂きたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ご質問にお答えいたします。

12月2日以降は保険証が使えなくなるということによる周知につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、本年の7月に、来年月末まで使えます被保険者証を送付させていただいたときに、健康保険証とマイナンバーカードの一体化によりまして令和6年12月2日から健康保険証は発行されなくなるなどについて周知するチラシを同封して送付させていただいております。また、広報たがの11月号の方に掲載させていただいたりとか、75歳になられた方について開催させてもらっています、はつらつシニア・キックオフ講座での説明などにより周知しております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） まず、マイナ保険証を医療機関に持っていきますよね。そして、読み取り機でマイナ保険証をカードリーダーで読み取って本人確認をしますね。そのときにトラブルが出ると。この前、私もある方に聞いたら顔認証ができないとか、それから高齢者の方で顔認証ができないので暗証番号打ってくださいと言われても、4桁の数字忘れたということでマイナ保険証自体が使えない、いわゆる資格確認ができない、保険証として使えないというトラブルも出てるというふうに聞いておりますけれども、その点についてどのように聞いておられるのか。今、全国の医療団体等の調査によりますと、約7割の医療機関でそういったトラブルが出ると。トラブルの中に、例えば氏名の表示がうまくできないとか、そういうようなトラブルもかなり出ているということです。この点について町民の方からそういうトラブルがあるか、そしてまたどういう情報を届けることについて町として受け止めているのかについてお聞きします。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ご質問にお答えします。

まず1点目の、医療機関でトラブルがあることについて町として確認しているかについてお答えします。窓口の方で顔認証ができないとかというようなお問合せは実際にあったんですけども、それらについては写真の撮り直しとかさせていただいて対応させていただいております。その他、大きなトラブルについてはお伺いしていない状況でございます。

2点目の、そのような状況について町はどう思っているのかということについてお答えさせていただきます。これまでひもづけ誤りなどのトラブルによりまして、マイナ保険証に関する不安の声があることは承知しております。マイナンバーカード情報の総点検が今、行われておりましたし、ひもづけ実施機関が適正なマイナンバー登録を行うためのガイドラインも策定されまして、新規に誤りが起きないように対策が実施されているところです。そういったところから、現行の保険証を存続というよりは、むしろマイナ保険証の普及の方を図っていくということが重要だと考えております。この保険証の

デジタル化については、これまでの処方や調剤の確認による重複登記の回避、また患者本人の健康医療データに基づきます最適な医療を行うことにもつながること、また限度額適用認定証がなくても高額療養費における限度額を超える支払いが免除されるという、そういったメリットが十分活用されますよう、マイナ保険証の普及を図っていくことが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） メリットは確かに政府もそのように言ってるんです。しかし、現場はそうじゃないというふうに私は思っております。先ほど申し上げましたように、様々なトラブルが出ると。それ、なぜ最終的に何を確認するかというと、ある医療機関聞きましたら、現行の保険証があるから、それを見せてそれで初めて本人確認ができたんだということです。今の現行の保険証がもしなければ、そのマイナ保険証一本化されたときに、そういうトラブルにどうやって対応できるのかと。私、確かにその機械のことですので、例えば読み取り機が、もしマイナ保険証しかない、それ以外の方法もあるかもわかりませんが、現行の保険証が今現在あるので、それを見せたらすぐに医療機関にかかれた、いわゆる保険医療が受けられたということがあるということも聞いております。そのために、やはりマイナ保険証一本化にすること自体に私は非常に不安に思っておられる方がおられると思うんです。そういう意味で、今現在、利用率はどうなってるんですか。今先ほど、保険証にひもづけられている方は、国民健康保険で71.74%、そして後期高齢者医療保険の方については69.32%というお答えいただきましたけれども、それだけの保険証のひもづけ状況にかかわらず、利用率は聞きましたら大体10月末現在、これは直近ではないですけども、統計によりますと利用率が15.67%らしいです。しかも、これも国民の平均ですけども、国が進めている例えば厚生労働省とか国家公務員の利用率を聞いたら十五、六%だと、分かりませんよ。そんな感じなんですわ。つまり、こんだけマイナ保険証を使ってくださいと言うて広報している、しかもマイナンバーカードを利用するため、促進するためにマイナンバーカードを、あるいはマイナ保険証を促進するために2兆円ぐらいの、2兆円か数値は分かりませんが、いわゆるマイナポイントですか、付けられて、皆さん一生懸命マイナ保険証を、マイナンバーカードを取得されたという経緯があるにもかかわらず利用率が15.67%というのは、やはり何か問題があるので利用率がこういう状況に低いのではないのかなと私は思うんですけども、その点についてどうなんですか。答えられる範囲で結構です。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の1点目、マイナンバーカードの利用率についてお答えさせていただきます。

国民健康保険につきましては、令和6年9月末時点でございますが、17.24%とな

っております。後期高齢者医療につきましては、こちらも令和6年9月末時点の利用率で11.15%という形になっております。

2点目、利用率が低いので不安に思っておられる方が多いんじゃないかというご質問についてなんですけども、まだ制度が始まったばかりで、医療機関についても利用者本人についてもまだ分からない状態ですけれども、この制度が5年、10年続いていきますと浸透していくものと考えています。確かにトラブル等があると思いますけども、皆さん慣れていっていただいたり、理解いただいたりということで、最初は町としましては、窓口とかチラシとかでそのような制度ができましたということをPRしていくことに努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 今、移行期間、確かにいろんな問題があると思いますけれども、今、保険証が廃止をされて、今、医療機関にかかる場合、いろんなパターンがあるんですね。私もちょっと調べてみましたら、マイナ保険証を使う場合と、それからマイナ保険証を使わない場合、それからマイナ保険証が使えない場合。マイナ保険証を使う場合は、顔認証、先ほど申し上げた暗証番号を使って利用可能です。そしてもう一つは、暗証番号なしで顔認証だけというのがありますし、それから顔認証、もちろん顔認証なしというものもあります。それから、スマホに、先ほどちょっと議会、休憩してちょっと見せていただいたんですけど、スマホにも登載されているということです。これはいつからされるんか分かりませんが、いつ頃からされるのかということとは分かりませんが、来年ぐらいかなと思いますけれども、マイナ保険証を使う場合でも4種類あると。それから、マイナ保険証を使わない場合は、現行の保険証と先ほど言われたように資格確認書、現行の保険証と資格確認書がどう違うのかという、私は疑問に思うんですけど、その点あります。

それからもう1点は、マイナ保険証が使えない場合はどうするのかという点についてちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけども、資格情報のお知らせというのをこの前のたしか全員協議会で課長の方から説明がありましたけれども、これはどういうものなのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ご質問にお答えさせていただきます。

マイナ保険証がスマホに導入されるということを聞いていますが、いつから導入されますかという質問についてお答えさせていただきます。こちらの資料で確認させてもらっている限り、来年以降、スマホにマイナ保険証を搭載したスマホ保険証を導入するという形で計画されています。

2点目のご質問、資格確認書とはどのようなものかについてお答えさせていただきます。資格情報のお知らせは、医療機関などでマイナ保険証が読み取れない場合やカード

リーダーが設置されておらずオンライン資格確認ができない場合など、マイナ保険証による受付ができない医療機関などでマイナ保険証と併せて提示することで医療機関を受診するものとなっております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） あと、マイナ保険証を持っておられない方、現行の保険証を使う場合は、いわゆる例えば私、今、後期高齢者医療保険証を持っておりますけれども、これの有効期限が令和7年7月31日です。そうすると、令和7年8月1日からこれどうなるんですかという疑問の声があると思うんですけれども、ほかの国民健康保険もそうですし、それからいわゆるサラリーマンが入っておられる健保組合とか、あるいは中小企業の方が入っておられる協会けんぽとかそういうのありますけれども、期限切れた後どうなるかというのがものすごい心配されていると思うんです。その点について、資格確認書を送るという話でしたけれども、その有効期限がいつまでなのか、資格確認書。その点について、答弁できますか。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ご質問にお答えさせていただきます。

有効期限はいつまでかということなんですけども、先ほどの答弁させていただきましたとおり、令和7年3月31日となっております。理由としましては、毎年7月に負担割合の算定を行いますことから、それに合わせた形での有効期限の設定となっております。令和7年7月31日までとなっております。そこまでについては、本年7月に送付させていただきました健康保険証が来年7月末まで使用できますので、それを持っていていただく形になります。それ以降はどうなるのかということにつきましては、もうこの12月2日以降は保険証は発行されないという形になりますので、資格確認書または資格情報のお知らせを対象の方へ送付させていただく形になります。そちらについても、1年の有効期限であります資格確認書および資格情報のお知らせとなります。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） そうすると、現行の保険証を、しかもいわゆるマイナ保険証を持っていない人、それに対しては資格確認書というのを送るということですね。そして、例えばマイナ保険証を持っている人についてはどうなのか、資格情報のお知らせというのを送るという話を先ほど聞きましたけれども、これどうやって、一々調べるの大変じゃないですか。マイナ保険証を持っている人と、それからもちろん国民健康保険、市町村国保は町ですけども、例えば後期高齢者ですと県ですし、マイナ保険証を持ってる人は資格情報のお知らせというのを送るということですね、整理しますと。そして、マイナ保険証持っていない人、それからマイナンバーカードを持ってるけれども健康保険証にひもづけしていない人、その方に対しては資格確認書を送ると、それぞれそれぞれ調べて町

民の皆さんに送ると、これ大変な作業じゃないですか。これは私ちょっと想像するんですけども、大変な作業。今まででしたら、1本でもう既に期限が切れる前に健康保険証を送りますよね、自動的に。その辺の作業はどうかということと、将来的にこれ資格確認書は今は申請はなくて自動的に送られてくるんですか。その点についてちょっとお聞きします。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ご質問にお答えします。

来年の7月以降、資格確認書および資格情報のお知らせをどのように送付するのかというご質問についてお答えさせていただきます。マイナンバーカードを取得されている人、マイナ保険証を取得されている人、取得されていない方については、こちらの方で情報を把握しておりますので、その情報を基に、毎年7月にそれぞれの帳票を出して、郵送によりまして送付させていただく形になります。ただ、12月2日以降に転入や転居、資格を取得される方とか資格情報に異動があった方について、資格確認書もしくは資格情報のお知らせ、どちらを交付するのかという問題があります。そちらについては、マイナンバーカードをお持ちでない方や健康保険証をひもづけされていない方には資格確認書を発行し、ひもづけされている方には資格情報のお知らせを交付しますが、ひもづけされているかどうかその時点で分からないという方につきましては、資格確認書を交付しまして、後日、ひもづけされているかどうかを確認させていただいて、分かった時点で、ひもづけされていることが判明した方については資格情報のお知らせを郵送で交付するという手段となりますので、基本的にはこちらの方でマイナ保険証にされているかされていないかというのが把握できておりますので、毎年7月の時点で、それを基に帳票を打ち出して対象者に郵送で送付するという形で考えております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） かなりややこしいですね。私は、もしかしたら資格確認書を一齐に送った方が簡単かなと思うんですけども、資格情報のお知らせを送る、把握しているということなんですけれども、それはちょっと何か大変かなと思うんです。

もう1点、時間がないので、あとちょっと聞きたいことがあります。高齢者施設、介護保険施設に、私、聞きましたら、なかなか保険証の管理ができないので、施設が現行の保険証を預かってるんだというところがあるというふうに聞いております。そういった場合、マイナ保険証に切り替わった場合、マイナ保険証を施設が管理、一時預かるのかどうか、そういうことについてはこれは福祉保健課長の方がよろしいですか。そういうことについてどういうふうに思っているのか。私、もし施設の管理者やったら、これはマイナ保険証、いわゆる暗証番号とか顔認証せんならんとなると、高齢者の方なかなか自分でできないので、代わりに今までやったら現行の保険証持って行って、薬もらったり医療機関かかれたけれども、マイナ保険証を預かるとなると、これパスワード

とかそういうなんがありますので、本当に預かれるのかどうかというのは心配の聲が挙がっているかと思えますけれども、その点についてお聞きしたいと思えます。時間ありませんので、それ端的にお願いします。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢者施設に入所されてる方についての今の現状については、残念ながら十分把握している状況ではございませんが、親族のいる方とかそうでない方については保険証のマイナンバーカードのひもづけというのがまだ進んでない状況というようなこともお聞きはしております。また、来年の8月まで現行の保険証が使えるということですので、これからまた税務住民課の方と協議をして進めていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） あと3問ありますので、ちょっとまたあとで議論をさせてもらって、これ本当に大事な問題です。国民皆保険に関わる問題ですし、もう皆さん、保険証、マイナンバーカードを使わなくても健康保険は必ず使えますので、これ国民皆保険制度に関わる重大な問題だと思うんですよ。現行の健康保険証は、そんなに不便では私はないと思っていますよ。不便ではないのに12月から廃止しますと、これはとんでもないことだと。皆さんはどうか分かりませんが、私はこの国民皆保険制度に関わる重大な問題は、国民の理解や不安がまだある中で一方的に現行保険証の廃止をしてしまうと、執行停止してしまうということは、私は本当に問題があるというふうに思えますので、またこの点については逐次またいろんな委員会等で、あるいは次の議会も含めて、今後町民の声を聞きながらまた質問させていただきたいというふうに思えます。

あと3問ありますので、それじゃ次の質問に移らせていただきます。もうせっかく通告出しておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

まず、ごみ問題と環境問題について伺います。

気候危機と呼ばれる非常事態が起こっております。既に世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇など大問題になっております。日本でも豪雨などによる災害が発生し、また今年の夏も異常な暑さが続きました。温室効果ガスの排出量の増加により、温暖化という気候変動の危機の克服は、私たちの世代で解決していかなければならない喫緊の課題だと思います。CO₂削減に向けた取組、ごみ行政と環境問題について以下の点について伺います。簡潔に伺います。

①、ごみ減量化の取組はどうか。

②、廃プラスチックを燃やすから資源循環への転換となるプラスチック資源循環促進法についての町としての取組はどうか。

③、広域ごみ処理コストの削減についてはどうか。

④、CO₂削減についての取組について、町の考えを伺います。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 山口議員のご質問、ごみ問題と環境についてお答えいたします。

1点目のごみ減量化の取組はどうかについてであります。人が生活を営む上でごみは必ず出てくるもので、この出てくるごみを資源にできるものを資源化し循環させることがごみの減量化に大きくつながります。そのためには、混ぜればごみ、分ければ資源を基調に、しっかりとごみを分別していただくことを地域の皆様にご理解とご協力を求めていくことが大切と考えております。この考えの下、ごみの分別の啓発のほか、地道な取組であります。生ごみのひと絞り運動、段ボールコンポストを用いた生ごみの堆肥化を推奨し、ご協力もお願いしているところでございます。議員もご承知のことと存じますが、生ごみのひと絞り運動は、ごみの減量に合わせ、ごみ処理施設で処分するときに発生する熱量を抑え暖化対策に寄与するもので、また、ごみの分別では、従来の紙媒体の冊子でのご説明に加えて、新たにLINEを活用したごみの分別方法を検索できる仕組みを導入し、より分別に心がけていただけるように努めております。

2点目の廃プラスチックを燃やすから資源循環への転換となるプラスチック資源循環促進法についての取組はどうかについてであります。このプラスチック資源循環促進法の趣旨では、企業においては製品の設計から廃棄物までの処理、ライフサイクルの全てのプロセスにおいてプラスチック資源を循環させる、また消費者においては環境に優しいプラスチック製品を選ぶ、過剰に使用しない心がけ、自治体や店舗においてはプラスチック製品の分別、回収、リサイクルへの協力が示されております。議員ご質問の本旨はこの中の自治体の取組のことと存じますが、現在、積極的な取組は行われていないところでございます。この点につきましては、今般、多賀町も構成市町である彦根愛知犬上広域行政組合より、新ごみ処理施設整備におけるごみ処理方式を好気性発酵乾燥方式とする事業方針が示されたことから、今後この事業方針で進められるとき、プラスチック類は今以上にしっかりと分別していただくと同時にリサイクル資源として循環させていくこととなりますので、情勢を見据えてプラスチック類の分別、回収、処分についての検討を進めていかなければならないと認識しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

3点目の広域ごみ処理施設コストの削減についてどうかについてであります。先ほどご説明させていただいたとおり、新ごみ処理施設整備でのごみ処理方式は好気性発酵乾燥方式とする事業方針でございますが、このごみ処理方式の選考に当たっては、経済性に関わる項目以外での評価および事業費の評価を十分に検討されております。当初は焼却施設の建設費として約294億円が示されており、その後の物価上昇などを考慮すると、現在の価格に転換したとき約332億円の建設費と見込まれる中、国からの交付金などの諸条件のこともございますが、この好機性発酵乾燥方式、ごみ燃料化施設フラ

フであれば建設費は約 2 7 1 億円と試算されており、建設費で比較すると焼却施設より約 6 1 億円のコスト削減となっております。また、運営費を含むと約 3 7 8 億円の試算となっておりますが、こちらについても、ほかのごみ処理方式と比較して低価となっておりますが、やはり今後の課題として取り組まなければならないのは、この好機性発酵乾燥方式は微生物の発熱効果によるもので、微生物効果を得られないごみとの分別を今以上に地域の皆様にご理解いただき、慣れていただくことに努めなくてはならないと認識しております。

4 点目の C O₂ 削減についての取組はどうかについてであります。C O₂ 削減に向けた取組は、個人ごとの小さな積み重ねが集まり、町として国として、そして世界的な取組、また企業の取組の意見とあまりにも大きな課題ではあります。この新ごみ処理施設が焼却施設でなく好気性発酵乾燥処理施設で進むこととなれば、C O₂ 削減に大きくつながります。また、現在の可燃ごみを受け入れるリバースセンターにおいても、しっかりと分別していただくことが処分するときに発生する熱量を抑えて C O₂ 削減につながっております。ほかにも、C O₂ 吸収の視点から林業施策の展開、植える、育てる、使う、そして植える、森林を循環させること、健全な森林づくりを進めることは温暖化対策に大きく寄与できているものと考え、引き続き多賀町らしさを持つての取組が必要と考えております。

議員ご質問のごみ問題と環境についての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8 番（山口久男君） ごみ問題と環境問題もかなり範囲が広いので、多岐にわたる質問をすると話が伸びてしまいますので、確かに今年の夏は、誰でも感じていると思いますけれども、かつてない猛暑に見舞われました。私も今までクーラーはあまりつけてなかったんですけども、クーラーつけなかったらいられないほど、山間部に住んでおりましたが、昔はもう蚊帳つって寝てたぐらいです、蚊帳は皆さんご存じか分かりませんが、蚊帳つって寝ても十分過ごせた時代が、今、本当にもうクーラーなかったら山間地域でもどこ行っても過ごせない時代だと。これはもう何とかしなきゃ駄目だと。もちろん、地球規模での話、世界規模での話、多賀町だけの話ではなかなか難しいかも知れませんが、多賀町独自で地方自治体ができることは徹底して、この地球温暖化防止対策、C O₂ 削減をいかに進めていくかと。もちろんこれに併せて再生可能エネルギーを進めるとか、多賀町独自の施策をこれから展開して、町民が本当に暮らしやすい、世界の人暮らしやすい世の中をつくっていく必要が私たちの責務だというふうに思っております、この質問をさせていただきました。

もう一つは、これもう時間もございませんので私の意見ですけれども、こういう中でいろんな農作物の被害とか、それから今、物価高騰、どんどん上がって、私もこの前スーパーに行ったら野菜がものすごく高くなっていると。皆さんに聞いたら、もう倍ぐらい上がってるというような話です。これも地域温暖化の影響かも知れません。それから

海洋も、魚が変なところで獲れたり獲れなかったりするとか、いろんなこの影響が出てますので、これはやはりもう町独自、町挙げて、国を挙げてといいますか、挙げて取り組まざるを得ないことだというふうに思います。感じています。

そこで、多賀町は、先ほど私、質問の中で、特に広域ごみ焼却の問題、これかなり大きな費用、私もこの前、全員協議会で見させてもらって本当にびっくりしたんです。先ほど産業環境課長の方から説明ございましたように、イニシャルコストとランニングコストを含めると今のトンネルコンポスト方式でも378億円もかかるんだと。そのうち多賀町の負担が27億円という非常に大きな負担ですので、これは本当に耐えられるかどうかという話にもなるかと思いますが、これいかにやはりもっと削減できるのか、この費用を削減できる方法を考えてもらう必要があるかなと。当然、ごみ処理ですので必要です。しかし、できることについてはやっぱりやっていく必要があると思いますので、私その点について質問させていただきました。

1つはプラスチックごみの問題です。これやっぱりプラスチックごみはかなり減らしていかないと、焼却すればこういうコストもかかってしまいますので、いかに循環していく、リサイクルしていくということが大事かなと思います。もちろんこれだけじゃありませんけれども、町のごみの半減化に向けて、いかに町民の協力を得ながらやっていく必要があると思いますので、この点について町としても一生懸命やっておられますし、リサイクル、それからリユース、3Rのそういう取組もされておりますので、それはよく分かるんですけれども、さらにやっぱりこれは喫緊の課題として取組が必要かなと思いますので、先ほど課長の方から答弁いただきました。そのとおりだと思いますけれども、さらに進めていただく必要があると思いますので、その点についてもし付け加える答弁がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。ちょっと後、もうこまかいこと聞いて、時間もあと11分しかないので、答弁よろしくお願ひします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 分かる範囲でお答えさせていただきたいところでございますが、議員のご質問、貴重なご意見として承っております。このプラスチック資源循環につきましては、先ほども答弁させていただいたように、行政の方で積極的に、努力義務ではございますけれども、そのスキームをしっかりと考えていかなければならないと。こちらの方検討させていただいたところ、やはりどのように改修するのか、どのようにまた処分していくのかというようなところもございます。当然、今お話もございましたけれども、新ごみ処理場になれば、こちら構成市町が統一したごみの分別を図ることが既に確約されていることから、それに遅れをとってはならないと。また、まだまだ先の供用開始ではございますけれども、やはり分別というのは生活習慣でございます。なかなかその分別に慣れていただくことには相当の時間を要しますので、こちらの方も思慮させていただきながら、そのスキームを調査研究させていただいて考えさせていただくという方針を持っておりますので、ご理解のほどお願ひいたします。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） あと2、3質問する用意しておりますけど、この点は終わらせてもらいます。ちょっと聞いたこともありましたけれど、あと2人待っておられますので、よろしくお願いします。

それでは、教育費の負担軽減措置について伺います。

これも繰り返し、この議会、この場で何度も、子育て世代、少子化対策の一環として、教育費の負担の軽減を求めてまいりました。昨日も、大谷議員の方からも給食の無償化の問題について質問されて、今のところ考えてないという答弁でありましたけれども、私も前回この問題についていろいろ質問させていただきました。引き続いて質問させていただきます。

これはなぜかという、町民の方からやはりいろんな物価高騰、もちろん子育て世代だけではなくありません。高齢者の方、年金暮らしの方も本当に生活は大変と。私もずっと多賀町を回ってもらわせて、本当に物価が上がって大変やという声をたくさん聞きますので、少なくとも子育て世代の負担軽減のために少しでも町の努力をお願いしたいという意味で質問させていただきました。

物価高騰による国民の暮らしは本当に大変、特に教材費とか、それから制服、私も子どもがもう大きくなりまして、今のところその辺はつきり分かりませんが、子育て世代の方に聞きますと、制服とか体操服とか学用品とか、それに加えて給食費保護者負担、こういうふうなことが本当に子育て世代にとって大きな負担となっているというのはもう実感されていると、町当局も認めておられるというふうに思いますので、その上で伺っておきます。

今、多賀町でも既にランリュックとかヘルメットの補助、それから第3子以降の給食費を無償にされているということについては、町民の方からも喜ばれていると思います。しかし、さらなる子育て世代負担軽減のためについて、以下の点について伺っておきます。

①、小中学校の給食費無償化について、全児童生徒に対する完全無償化を実施することについての見解をまずもう一度伺っておきます。昨日、大谷議員の方から答弁ありましたんで、もしなければ結構ですけれども、その点について通告しておりますのでよろしくお願いします。もう一つは、国の動向を注視するという答弁、さきの議会でもありましたけれども、確かにそれなりの財源は必要かも知れませんが、部分的な段階的な無償化を視野に入れてやはり考えていく必要があるのではないかというふうに思いますので、給食費の無償化した場合の財源について、小学校あるいは中学校はどうかということです。

②、算数セットとか習字セット、裁縫セットなどのセット教材というのがありますけれども、学校指定用品などの補助、あるいはセット教材のリユースや学校用品としての貸出しなどにはできないのかというお声も聞いておりますので、その点についてよろしく

答弁を求めたいと思います。財源も確保しながら優先的に実施を求める見解を伺っておきます。

○議長（菅森照雄君） 谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 山口議員の教育費の負担軽減措置について、ご質問にお答えいたします。

1つ目の小中学校給食費無償化についてですが、全小学校、中学校の給食費を無償化する場合、新たに必要となる1年間の財源は、小学校で約1,740万円、中学校で約725万円となります。現在実施中の第3子以降の無償化分や経済的支援が必要な世帯分を含めると、小学校で約2,050万円、中学校で約930万円が必要となり、小中学校で年間約3,000万円の財源が必要となります。

また、昨日の大谷議員のご質問でもお答えさせていただきましたが、学校給食無償化に関する国の動向ですが、現在、調査段階であり、滋賀県におきましても動きは特になく、県下の状況も小中学校ともに無償化しているのは4自治体、小学校のみは1自治体、中学校のみが2自治体で、全体の36.8%にとどまっております。加えまして、本町の教育行政課題におきましては、学校の建て替えなど今後大きな財源が必要となるのは必至であることから、現在徴収している年間約2,500万円の保護者負担金は維持してまいりたいというふうに考えております。

なお、昨今の物価高騰による食材費高騰分につきましては、保護者負担を求めず町の一般財源から負担しており、追加のご負担等が生じないよう対応を図っておるところでございます。本町の学校給食無償化に関しましては、今後も特に国の動きや県の動きを注視し対応してまいりたいと考えております。

2つ目の学校指定用品などの補助、セット教材のリユースや学校用品としての貸出しなどではできないかのご質問についてですが、本町では入学時における保護者の経済的負担を軽減するため、学校入学祝い品として通学用ランリュック、通学用かばん、通学用ヘルメットを贈らせていただいております。子育て支援の1つとして取り組んでおります。また、経済的な理由により就学が困難な家庭への就学援助制度において学用品への補助を行っており、全ての児童生徒への学用品の公費負担や補助については難しい状況にあります。小中学校では、算数セット、習字セット、裁縫セットなどのセット教材や学校指定用品については継続的に使用する側面があるため、その費用を個人負担としており、児童生徒が自分の教材に愛着を持ち大切に扱う気持ちを育てるとともに、自己管理や責任感を育成する機会としております。また、セット教材のリユースや学校用品としての貸出しの仕組みはございませんが、一部の教材において、購入あつせんを行わずリユースなどにより学校備品を貸し出しているものもございます。

教育委員会としましては、これまでから個人所有となる学用品等の購入が過重にならないように十分に検討するよう学校に指導しておりますが、今後も引き続き、学校への

周知を含め取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） まず、学校給食の無償化の問題についてです。先ほど小学校、中学校それぞれどれだけ新たな負担が要るんだという答弁ありました。中学校ですと725万円ということですね。全国的に、昨日の質問等もございましたけれども、国がやる前に各自治体が給食無償化をずっとこの間進められて、約4割近くの自治体が給食費無償化をやっていると。これ、学校給食法第11条には保護者負担とは明記はされているけれども、国の方針としてはこれはあくまでも地方自治体の判断できるんだと、いわゆる食材費は保護者負担とするという学校給食法がありますよね。これについて国の考え方は、これはあくまでもこういう法律はあるけれども、市町村が独自で給食費、いわゆる保護者負担分、食材費の負担をすることについては別に問題ないんだという見解があって、それからずっと各自治体が給食無償化を進められてきたわけです。この前も言いましたけれども、お隣の甲良町や豊郷町は既に小学校、中学校全員に給食無償化が実施されていると。各自治体でも今現在進められているし、今これから準備されているというところも話を聞いております。そういう意味で、何とか保護者負担の軽減を図っていくため、保護者負担が重たいということは認識されていますね。であるならば、せめて例えばもしどうしても財源の問題あるならば、中学校だけ725万円何とか予算で捻出できないかと。私、多賀町の財政を恒常的に出すことについて、多賀町の財政が破綻すると、そういうことはちょっと考えにくいですが、これは考え方の問題ですので、せめて中学校だけでも実施できないのかということを提案しておきます。これはもしよろしければ答弁いただきたいんですけども、その点についてお聞きしたい。

それからリユースの問題、算数セットとかいろんな習字セットとか裁縫セット、これの利用状況というのは、ずっと使うもんなんですか。私、聞きましたら、本当に使う期間短いのに、本当に何とかリユースできないのか、貸出しができないのかということを知りました。私も知らなかったんですけども、期間がずっと使うものでない、少しか使わないのにもう家の中にしまっておくとかということを知りましたので、その点について、その状況はどうか。貸出しとか、あるいは保護者間同士の、卒業したら使うことがなくなりますので、兄弟がおられない方とかの場合、その辺について何とかリユースとか貸出しとかも含めてできないのか、その辺工夫をしてもらうということはどうですかということです。

○議長（菅森照雄君） 伊東学校教育課長。

○学校教育課長（伊東瑞江君） 私の方から、リユースについてのお尋ね等にお答えをさせていただきます。

まず、セット教材の使用する期間がどれくらいかということなんですけれども、算数セットにつきましては、やはり主に低学年の間に使うことが多いです。一部それ

以降に使うものもございます。ただし、この算数セットにつきましては、学校ではセットのあっせんはせずに一部必要なものの単品での購入あっせん、そしてほかのものについては学校備品としてありますので、それを子どもたちに貸出しをしているところでございます。そのほか、例えばリコーダーとか鍵盤ハーモニカといった音楽で使うものもございますが、これは学校学習指導要領で定められた時期、例えばリコーダーは3年生、鍵盤ハーモニカは2年生から使用を継続的に小学校生活を行うものとしておりますし、絵の具セットにつきましても小学校の間で使うものとなっております。これらは消耗品でも含まれておりますので、今のところ個人負担で継続的に使用をしております。

2点目の貸出しは行われているかということでございますが、先ほど申し上げましたように、算数セットにつきましては一部学校備品として子どもたちに、例えばおはじきであるとか数え棒であるとか色板であるとか、学校によって学校備品としているものは若干違いはありますけれども、貸出しを行っております。また、学校指定用品の1つであります体操服とか制服のリユースにつきましては保護者の方から提供があることもあるようで、着替えが必要な場合、もしくは保護者からの申出があった場合に貸出しを行っている学校もございます。

最後に、リユースの仕組みについて工夫はできないかということがございましたが、これにつきましては、県内、県外のリユースの仕組みについていろいろ調べましたところ、例えば企業や他課と連携をして、そういった様々な物のリユースを行っている中に学用品が含まれているという事例がございました。そういった仕組みをつくっていくということは、子どもたちがやはり物を大切に作る気持ちであるとか、もったいない気持ちというものを育てることにもつながりますし、議員がおっしゃるように経済的な負担を軽減していくということにもつながっていくかと思えます。ただ、そういった仕組みを学校教育課だけで整えていくというのは難しい面もございますので、こういった仕組みが多賀町に合っているのかということ了他課とも連携しながら、できることは何かということを今後、調査、研究していくことが必要だなということも思っております。ただ、まずはやはり教育的観点から、現在使用しているものを少しでも長く使えるように、物を大切に作る気持ちを育てていく教育を引き続き行ってまいりたいと思っておりますし、また学用品などの購入が保護者にとって過度な負担にならないように、購入前に十分検討するように学校にも指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 議員の最初の質問の方ですけども、いわゆる何回も何人の方々から無償化については質問を頂いています。最終的なものとしては、前回はいわゆるその国の動向を見ていきたいと、これについては今回も変わらないということでございます。それは、やはり自治体によって、さっきおっしゃったようにやっているところとやってないところがあるということで、これは明らかに地域的な格差を生んでるというこ

とになります。そういう意味でも、国の方では、いわゆる義務教育を全国一律にやる中で、やっぱりそういう点での格差のある義務教育がこれは良くないというふうな見解に立っておるので、昨年度、調査を行ったということで、昨日も出てたような調査結果が出ておるわけです。そういう意味で、何らかの具体的な施策を検討するということをはっきりと言うてますので、そこはしっかりと我々もその動向を注視していきたいということでございますので、どうかその点をおっしゃることはよく分かりますけれども、その点はどうかよろしくご理解いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（菅森照雄君） 伊東学校教育課長。

○学校教育課長（伊東瑞江君） 先ほどの答弁の中で、1つ訂正をさせていただきます。鍵盤ハーモニカについて2年生と申し上げましたが、1年生から使っております。失礼しました。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） この問題は大事な問題ですし、先ほど教育長言われたように義務教育ですので、全国どこでも同じ環境の下で教育が受けられると、経済的負担軽減なしに。これ義務教育ですので、本来は義務教育は無償とすると憲法に書いておりますので、私は学校給食そのものは学校教育の一環だと思っておりましたので、給食費の無償化の問題はこれまでずっと続けて質問させていただきました。これは憲法の問題で義務教育は無償とすると、この観点から私は質問させてもらったということであります。今後引き続きまた要望してまいります。財源の問題もありますので、財源をどうやって捻出するかも含めて私も議論していきたいと思います。

あともう4分しかありませんので、4つ質問しましたので、最後に質問させていただきます。

まず、これは補正予算でも出ておりますけれども、橋梁の点検補修について伺います。今年度橋梁の総点検が実施をされました。点検結果状況と早急に修繕する必要のある橋梁あったのかどうか、状況も含めて地域整備課長からの答弁をお願いします。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 山口議員の4番目の橋梁の点検結果状況と早急に修繕する橋梁についてのご質問にお答えいたします。

現在、多賀町では149橋を管理しており、このうち令和6年度に94橋の橋を点検実施したところです。当初、本年度に橋梁の総点検を予定しておりましたが、国庫補助金の予算措置が要望額よりかなり低い金額であり、当初予算で見込んでいた金額の差額分を町単独費（一般財源）で対応するにはあまりにも負担が大きく、滋賀県と協議の上、令和7年度に差額分の橋梁点検補助金を現在要望しており、残りの55橋につきまして

は令和 7 年度に国庫補助金の措置を受け実施する予定であります。

今回の橋梁点検に基づいた健全性の診断は、大きな区分としましてレベル 1 からレベル 4 に分類されており、それぞれの状態ですが、レベル 1 は健全で構造物の機能に支障が生じていない状態、レベル 2 は予防保全段階で構造物の機能に支障が生じていないが予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態、レベル 3 は早期措置段階で構造物の機能に支障が生じる可能性があり早急に措置を講ずるべき状態、レベル 4 は緊急措置段階で構造物の機能に支障が生じているまたは生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずるべき状態となっています。

令和 6 年度に実施しました橋梁点検 9 4 橋ですが、現時点で橋梁評価調書が作成されているもののうち、健全度レベル 3 は 3 橋でした。今後、残りの橋梁評価調書が作成された暁には、レベル 3 の橋梁が増えることも考えられます。これは現時点での暫定判定評価であり、確定までにはもう少し時間を要し、来年の 3 月頃となる見込みです。今回の点検で健全度レベル 3 の 3 橋につきましては、早急に修繕が必要かについては今後、滋賀県建設技術センターより判定された内容を確認し対応を図る予定であります。

なお、今年の 6 月頃に大字大君ヶ畑地区にあります町道大君ヶ畑寺谷線に架かる指月橋において、河川の川底の土砂が流出したことにより、橋脚の基礎である底版の下部が洗え、半分浮いた状態のレベル 4 であることが判明いたしました。ただし、出水期での補強工事はできないため、非出水期を目指し、応急措置として指月橋の橋梁のコンクリート補強を、少し早いんですけども 10 月の中旬に置いたところであります。

このように、緊急を要する場合にはその都度、維持補修により対応をしております。今後も点検を基に長寿命化修繕計画を立て、定期的維持管理と補修により長期間の使用が可能となるように取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8 番（山口久男君） そうすると、今の課長の答弁では、129 橋のうち 94 橋は既に令和 6 年度に点検は終わったという答弁でありましたけれども、そうすると引き続いて令和 7 年度についてもあと残りの 35 橋は点検をされるということでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 再度報告させていただきます。

全橋梁は 149 橋管理しております。そのうち、94 橋の点検を実施したところでございます。残りの 55 橋につきましては、令和 7 年度に実施を予定しているところでございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8 番（山口久男君） 今年度は一般会計の補正予算で減額補正が出ておりますので、これ先ほど課長の説明がありましたように、国の交付金が採択されなかったということで

すが、全額採択されなかったと、全額いうか94橋分の調査委託料の減額補正が出ておりますわね。また、一般会計でも予算案でもちょっと質問しますけれども、その内訳はどうなんですか。当初の見込みよりもかなりの減額措置になってますので、ちょっと私、気になったんです、これ。今までこれだけの大きな減額補正されたというのは、私はあんまり経験ないです。確かに橋梁のことですので、国の予算措置のことですので、多賀町独自の判断はできませんけれども、その見込みがかなり大きいので、減額補正額が。その点について、先に答弁をお願いします。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 令和6年度に国に要望しておりました補助金額ですけども、約1,104万4,000円を予定しておりましたけども、402万2,000円という、36.42%の措置率でしたので、40%を切る状態でしたので、補助率は55%ですけども、町単独費につきましてすごく持ち出しが出るということでございますので、予算を執行しないような、今、手続を踏んでいる最中でございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） これ、橋、どこでもそうですが、大事なインフラですし、多賀町はこういう地理的状況がありますので、この橋の数はかなり、町道に架かる橋はかなり多いです。滋賀県下でもかなり町道に架かる橋梁の数はかなり多いですので、やっぱり国に対してもう少し、もちろん55%の補助ありますけれども、その補助を付けてもらうように働きかけをお願いしたいということで質問させていただきまして、これで質問を終わらせていただきます。もうあと1分やな。先にほんならお願いします。見通しはあるんかどうかも含めて、減額補正された分、令和7年度でちゃんと交付されるんかどうか、その見通しはどうなんですか。町の持ち出しはやはりできない、大変な予算措置がかかりますので、国のいわゆる橋梁点検に係る予算措置、来年度予算、令和7年度、この見通しはどうかお聞きします。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 来年の残り55橋の見通しですけども、県庁の道路課のヒアリングにおきましてもその旨を伝えておりますので、全額とはいかないかもわかりませんが、今、要望している金額が付けば多少なりと町単独のお金を持ち出す必要がなく、町財政にとっても有利になるように、負担軽減のために今、補助の方に走ったわけですけども、一応、県庁の方からはそれでオーケーで国に上げてもらうということになっております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） これで終わります。また引き続いて、残りのことはまた次の議会でもやらせてもらいますので、どうかよろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩します。

再開は議場の時計で１１時とします。

(午前１０時５０分 休憩)

(午前１１時００分 再開)

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、７番、富永勉議員の質問を許します。

７番、富永勉議員。

〔７番議員 富永勉君 登壇〕

○７番（富永勉君） 議席ナンバー７番、富永でございます。議長の許可を頂きましたので質問をさせていただきます。

水害についての質問をさせていただきます。

今般、犬上川と芹川の河川内で、広く長い範囲で支障木や竹などの伐採が施工され、非常に景観が良くなったと感じているとともに、水害対策が講じられたものと感謝しているところでございます。近年、多賀町では台風の到来は少なくなったものの、世界的な異常気象による豪雨がもたらす自然災害では、洪水や河川の堰堤が破壊し、多くの財産、多くの人命が失われる甚大な被害が発生していることを報道を通じて多くの方もご存じのことと思います。

そのような中、私は多賀町でもいつ起こるか分からないと危惧しつつ、対策の重要性、必要性を切に感じております。災害の要因として施設の強度が問われることもあります。河川内の支障木などが倒れ、橋台などにかかり洪水となる支障木や竹が群生していることが障害となり、河川を受けられる水量を阻害していることも要因であると私は考えます。本来の河川の機能を維持するためには、今回施工された支障木などの伐採は必要不可欠とあります。今後も計画的に実施するべきであるものと考えます。犬上川、芹川をはじめとする河川管理は滋賀県であることは重々承知をしておりますが、多賀町の河川の近くに住む地域の皆様の安全・安心な暮らしを守るため質問をすることをご承知いただき、次の点について伺います。

まず１点、河川内の支障木の伐採計画について伺います。

もう１点、伐採計画に基づき進捗状況について伺います。

担当課長、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 富永議員の１番目の水害対策についてのご質問にお答えいたします。

本町では、犬上川や芹川をはじめとする県管理の一級河川の多くで、河川内の土砂堆積や雑木、竹が繁茂していることは認識しており、機会を見て県に対して適切な維持管理について要望をしてきたところであります。

1点目の伐採計画と2点目の進捗率につきましては、県の湖東土木事務所の河川砂防課に確認しましたところ、雑木や竹の繁茂状況については成長により年々変化することから、明確な伐採計画はないが、河川の巡視点検やパトロールにより状況把握に努め、まち並びに地元集落などの要望も踏まえて、優先度の高い箇所から順次対応しているとのことでありました。なお、進捗率は、伐採計画がないことから数値としては表すことはできないとの回答でありました。

なお、水害対策につきましては、引き続き、町としても河川内の土砂堆積や竹木の繁茂は、円滑な流水の妨げとなり、流域に降った雨により急激な水位上昇の一因となることから、災害を未然に防ぐため、流下能力を最大限に発揮させ、継続的なしゅんせつおよび竹木伐採の要望を行い、河川の適正な維持管理の下、県と情報共有を図り、連携して、安全・安心な暮らしの確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力お願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 課長どうもありがとうございました。分かりやすく簡単に説明を頂きて、ありがとうございます。県のことやで、分からないことがあれば分からないで結構でございますが、ちょっと2、3点聞かせていただきます。

まず期間でございますけど、さっき数字が分からないという答弁を頂きましたが、今、何%終わっているのか、いつ終わるのか、その点も全然分かりませんか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 議員のおっしゃいます河川内の竹木とかそういった支障になる木などにつきましては、実際その計画というのはいないんです。そういう回答を頂きました。先ほども説明させていただきましたけども、巡視、県もパトロールされておられます。やはり河川堤防から河川が見えない状態では川の状況も分かりませんので、繁茂しているところから順次やっていっているというような答えでしたので、計画が伐採はないと、緊急度の高いところからやっていくというような回答でしたので、それでご理解いただきたいと思いますし、またそういう要望箇所が出てきましたら、また県の方にも実施してもらえるように要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 分からないと言われると、次の質問、何もできないような状態になってしまうんですけど、そしたら竹や支障木を撤去しますよね。その後また生えてきますよね。支障木の場合はなかなか木は大きくならんけども、竹の場合、例えば、私の住んでる隣の檜崎、富之尾大橋から金谷橋の間の犬上川の左岸側、4年に一遍竹やぶを整理していただいているんですよ。ということは、4年後にまだ伸びてきて、またやっていただけるということですか。それとも、言うたらこのようになるのか。そこら辺のことはどうなるか全然分からない。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 竹も切ったらすぐに生えてくるというご質問を頂きました。その話もさせていただきました。根からの伐根でやってくださいというような話も、私させてもらったんですけども、やはり今、県の財政的な面もあるんかもわかりませんが、やはり竹、そして根っこ等につきましてはもう産業廃棄物という形で、土砂につきましても一部付いてくる、それも産業廃棄物という扱いで対応しなければならないということでお金がすごくかかると。それで、今、例えば4年に1回とか、繁茂している非常に見づらいうような状況のところをやっているというような状態でありましたので、ご報告だけさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 課長、そうすると、もう整備したところ後のしゅんせつとかそういうようなことは何も考えておられないということですか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） しゅんせつにつきましては、当然、伐採した後、そのしゅんせつの要望を見て実施されていくと思います。だから、しゅんせつにつきましても、やはりこの辺ですと砂利組合の方に今お願いされると思いますけども、その辺の調整とか、しゅんせつもやってもらっているところもありますし、まだできてないところもありますので、町としては要望書を基にしゅんせつも考えて、先ほども私、土砂堆積と言いましたけども、土砂の堆積含めて河川の維持補修に努めてほしいということを土木の方に行ってきて伝えてまいりましたので、今後も議員がいただいた質問を基に、そういった河川の維持管理を徹底してくださいといった内容で要望してきたわけですけども、言われるように、土砂のしゅんせつもそのときに台風とか一気の洪水によってたまる場所もまた変わってくるかもわかりませんので、それも計画的にはないと言われました。あるのは河川の5か年整備計画、護岸とかそういうところは5か年で来年また作成やと聞きましたけども、あるのはその河川整備5か年計画だけということですので、報告だけさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 聞いてると、計画なしで行動しているような受け止めをしたんやけど、そのように理解してよろしいですか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） それで結構でございます。今、そういうふうに言われたので。

○7番（富永勉君） そうなんですか。

○地域整備課長（飯尾俊一君） それで、答弁もそのように、地域によっては成長の度合いも変わってきますので判定できないと、場所が。そういう内容でございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） よく分かりました。ありがとうございます。僕が心配してんのは、今年の正月に能登半島で大きな地震がありました。その後、もちろん能登半島でも線状降水帯、また九州方面でも線状降水帯、大きな被害が起きてるんですよ。もしこの多賀町に線状降水帯が発生する、そういったときに本当に地域の安全や安心な暮らしを守れるのか、これ心配なんです。これ以上言うても無理やけども、町としても全力で対応に当たるよう、そこら辺はちゃんとしてくださいよ。どうですか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

多賀町内に流れる一級河川並びにいろんな災害等がございます。河川だけじゃなしに土砂災害もありますけども、そういった意味から多賀町の住民の安全な暮らしを守るために、引き続き県の方に要望等はしていつてまいります。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） ありがとうございます。何遍も言いますが、今は犬上川と芹川だけを例に挙げましたが、まだほかに四手川、また車戸川とかいろんな川がありますわね。そこら辺のことも十分に日頃からパトロールやらをしていただいて、やっぱり危ないところは危ないように、一級河川であれば県の方へ要望、また普通の川であれば町が対応していただいて、水害が発生しても大きな被害が起きないようによろしくお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 次に、5番、木下茂樹議員の質問を許します。

5番、木下茂樹議員。

〔5番議員 木下茂樹君 登壇〕

○5番（木下茂樹君） 5番、木下です。議長の許可を得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、町産米の銘柄選択はであります。

今年の夏の米不足から、米に対する意識が変わってきました。本町における作付銘柄も需要に応じて変わりつつありますが、町民の食糧を確保していく上でも重要であります。学校での安心・安全な給食米、ふるさと納税での返礼品では第2位の米など、町産米の需要は大きいものと思われま。近年の夏場の高温障害や外見上の品質や食味の多様性から、作付品種にも変化が出てきております。全国最多の作付食味1位と言われるコシヒカリのほかに、滋賀県の開発ブランドとして秋の詩、みずかがみ、きらみずきもあります。そのほかにも、数年前から営農指導に携わっていただいております、にこまる、最近、もちもち食味で人気急上昇のミルキークイーン、隠れた人気のきぬむすめ、町内では安定した収量があるキヌヒカリなど、需要と供給に合わせた作付構成に変化してきております。

多賀町産のブランドを高めるためには、地域有望、県開発の多品種の中から品種を絞って集中作付で知名度を高める施策が重要ではないかと思われます。本町の地形上と獣害予防、品種特性、収量などから、本町産ブランドの育成には、農家、生産者の協力の下、重要な施策にもつながります。本町産の需要については、以前に学校給食では町産のコシヒカリ 1 等、ふるさと納税の返礼米はキヌヒカリ 1 等と説明がありましたが、供給面での作付安定性は確保されているのでしょうか。また、数少ない需要のため、多品種耕作でブランド数量確保の困難性を招く可能性もあることから、品種を絞り込むことによって本町産ブランド化が推進されされるのではないかと思います。

そこで、多賀町産のブランド化に向けて、以下の施策を問います。

1 点目、品種を絞ったブランド化の方向性は。

2 点目、県や J A との協議はあるのか。

3 点目、学校給食、ふるさと納税返礼米の銘柄変更は。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 木下議員のご質問、町産米の銘柄選択はのうち、1 点目と 2 点目についてお答えいたします。

1 点目の品種を絞ったブランド化の方向性についてはありますが、議員ご質問の要旨にあります近年の高温障害は、世界レベルでの地球温暖化により、多賀町に限らず米の品質に大きく影響を来しております。議員もご承知のことと存じますが、この高温障害を見据えて、滋賀県が暑さに強い品種としてみずかがみを開発し、さらにきらみずきの開発にも至り、現在、推奨されているところでございます。また、多賀町としては、独自に米食味分析鑑定コンクール国際大会で殿堂入りされた方の営農指導を受ける中で、多賀町の気候風土に適した品種として推奨された、にこまるの生産にも取り組んでいただいているところです。ほかにも、コシヒカリ、キヌヒカリ、きぬむすめ、秋の詩、日本晴、ミルキークイーンなどが生産されているところですが、いずれの品種においても、生産者の皆様が経験や技術を積み重ねて、多賀のお米はおいしいと言われる礎を築き上げてきていただいたものと認識しております。

議員が着眼されておりますのは、この多品種の中から品種を絞った産地づくりとのご意見であります。生産者の皆様は、おのこの経験、技術、需要、生産コストなど様々なお考えから品種を選定されているものと思慮しておりますし、また、大規模農家、担い手農家の皆様は早生、中生、晩生と作期を分散することで、作業の効率化や、猛暑、冷夏、豪雨、暴風などの被害に対してのリスク回避のお考えもあると思慮しております。現に、生産生産者の皆様からは、特定の品種に絞った施策展開ではなく、多賀町の地勢、風土、前々より申し上げておりますが、鈴鹿山系の清流に恵まれ、寒暖の差から生み出される農作物、農産物、おいしいお米の産地としての情報発信、付加価値を持つての流

通のご要望を頂いておりますので、町行政としては、品種を絞り、取り残される品種がないように多賀産米として取り組むものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に２点目の県やＪＡとの協議はあるのかについてであります。こちらにつきましては、定期的に滋賀県湖東農業農村振興事務所農産普及課、ＪＡ東びわこ東部営農経済センター、近畿農政局滋賀県拠点、多賀町農政係合同での会議を定期的に開催しております。この会議では、主に国・県の支援策の活用、生育情報などの情報共有を図っておりますが、議員ご質問の本旨であります町産米の銘柄選択、品種を絞ることを課題とした協議は行っておりません。

議員ご質問の町産米の銘柄選択はの１点目と２点目の答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 木下議員の３つ目、学校給食、ふるさと納税返礼米の銘柄変更はのご質問中、学校給食部分についてお答えいたします。

本町の小中学校給食における主食米には、木下議員のご質問にもありますように、多賀町産のコシヒカリを使用しております。この品種を決定する際には、地産地消や町内の農業振興の観点から、産業環境課やＪＡと協議をして現在に至っております。近年の事例では、産業環境課において、米のブランド化事業で取り扱う品種、にこまるを学校給食で提供した実績もあり、学校給食業務を所管する教育委員会としましては、今後の学校給食で取り扱う品種について、これまでと同様、本町の農業振興も観点に置きながら、産業環境課と連携し、その取組に合わせた品種を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 木下議員のふるさと納税返礼米の銘柄変更についてのご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税につきましては、寄付額の増額や多賀町をよりＰＲしていくために、お米に限らず、返礼品の種類につきましては増やしていきたいと考えているところでございます。現在、多賀町のお米の返礼品につきましては、４品種、きぬひかり、コシヒカリ、みずかがみ、ミルキークイーンとしておりますが、これはふるさと納税として安定的に返礼品として提供できる数量が確保できるもの、また発送等の体制が整っているということで、取扱者を含めて選定をさせていただいております。現状では、ご寄付を頂いた方々にも大変好評となっております。

今後についても、現状のふるさと納税でＰＲさせていただいているお米は、今以上にご寄付がいただけるようＰＲを継続したいと考えており、銘柄品種を減らす変更につき

ましては考えておりません。ただ、安定供給や体制が整うのであれば、現状の銘柄、品種に加えて、ふるさと納税の返礼品にしてPRしていくことで進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。丁寧な回答を頂きまして誠にありがとうございます。

その中で、まず1点目の品種を絞ったブランド化の方向性については、今議会の町長からの行政報告にもありましたように、にこまるの関係で非常に表彰を頂かれた方、また町産米のきぬむすめの出展で評価を得られている生産者もおられます。その中で、限りなくいくつもの品種、県の奨励品種も含めまして多くの品種があるわけですが、確かにおいしいということからするといろんな品種があって当然なんだろうけども、その中でもやはりある程度ブランドを統一することによって、生産量の安定、また育種からの夏場の暑さ対策等の問題等が解決できるのではないかと思いますけども、もう少し品種を絞った対応はできないものか、課長の見解をお尋ねします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問の方にお答えさせていただきます。

多品種の中からできるだけ品種を絞って地名力を上げるようなご趣旨だと推察しております。ただ、私どもとしては、やはり生産者の皆様はそれぞれの、先ほど答弁させていただきましたけども、そのお考えの下、自分に適した生産に取り組まれておられる中で、その中で、それ以外、自分が生産されていない品種のものを逆にブランドとして絞り込まれたときにその方たちはどう思われるのかというところは、私ども考えるところでございます。その点についてはご理解いただきたいです。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 特に本町からのお米は非常に県内でも指折りの評価を得てるわけですが、先ほども言いましたように、勧められています、にこまる、ミルキークイーン、特にこの2つに関しましては、結構、食するとファンが付いていくというふうなこともお聞きしております。その中で、先ほど学校の給食の中でも、にこまるが入っているということをお聞きしたんですけども、その作付をもう少し増やすことによって安定した需要の方向性ができないかということからすると、品種の絞り込みももう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問の方にお答えさせていただきます。

今、収量、品質においしいという評価を頂いている品質、これに合わせたの今度は収量増というふうなお考えのお話でよろしいですかね。今、ミルキークイーンにつきましては町内でも約3.5ha、にこまるについては0.91haというふうな形での生産面積で

はございます。ただ、これ生産面積しかりというよりも、やはり逆にあまり量が少ないということは逆にそれが希少価値ということで、付加価値を持って生産者の方がそれを販売の方に転換されている可能性もあるかと考えるところでございます。こちらの方につきましてはやはり生産者の皆様がお考えの中で進めていただくもので、行政として品種を絞るような考えはいかがなものかと考えております。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。多賀町の多賀という名前が付くものとしては、ニンジンとかそば、またシャインマスカット、こうあるわけですが、ぜひとも米の銘柄に関しても、多賀町産イコール、多賀町産のこの品種はすごいねと言われるようなブランドをやはり確立していくことが必要かなというふうに思いますので、後の方にも出てくるかもわかりませんが、1月には令和7年度の作付等の方向性も出てくるかと思しますので、ぜひともこのようなブランドを育てるという意味におきまして、行政の方の指導等をしていただきたいというふうに思います。

2点目の質問になりますが、県やJ Aとの協議はあるのかという面から質問させていただきます。県が開発しました、先ほども言いましたけども、秋の詩、みずかがみ、きらみずき、きらみずきはまだ今年で2年目ですので、さほどまだ評価まで出ておりませんが、高温対策の品種でもありますので作付は今後増えてくると思いますが、ただ先ほども課長の方からも言われましたように、早生、中生、晩生という形がありまして、特に多賀町においては、中生、晩生に関しましては獣害も出てきます。また、害虫、病気の関係からも非常に難しい面があるかも知れませんが、いろいろな全体の作付のバランスということを考えますと、やはり必要になってくると思います。その中で、県が開発した品種をぜひとも作付を増やしてほしいとか、J Aの中でも山間地においてはこの品種を増やしたらどうでしょうかとかいうふうなアドバイスもしくは打診があるのかお伺いします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問の方にお答えいたします。

先ほど申し上げました関係機関の協議の中で、そのような話はございません。やはり私ども農業者の方、生産者の皆様とお話を伺う中で、やはり多賀産米として地名力を上げていこうという考えは持っておりますけども、その中にいくつもの品種があっても良いという考えでございますので、協議の場ではそのようなお話が上がったことはございません。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。それでは、3点目の学校給食、ふるさと納税返礼米の銘柄変更についてでお伺いします。先ほども言いましたように、学校給食に関しましては環境こだわりのコシヒカリを使っているということからすると、近隣のところからは、多賀町の子どもたちはおいしいお米を食べているねというふうに羨まし

がられることも多々あります。また、その中で先ほども課長の方からもありましたけども、にこまるがちよっと試験的にされたということもありました。その中で、にこまるの子どもたちの評価というのがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今の再質問にお答えいたします。

にこまるの子どもたちの評価であります。昨年度、にこまるを3か月間、試食をしていただきましたが、非常においしいという評判を頂いております。子どもたちによっては、ご家庭に帰ってそのにこまるの良さを伝えられたこともありまして、今度は保護者からそのお米はどこで買えるのというようなやり取りもあったぐらいですので、非常に食味の方はおいしいものというふうに感じていますし、皆さん、子どもたちの方も受けがいいのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 子どもたちの口というのは非常に正直で、ストレートに言うてくれるのでいいと思うんですけども、そうなってくると、先ほど言われましたように、にこまるの作付面積等に関しまして、やはり拡大的な作付をできるように案内等、もしくはその広告といいますか、にこまるをもう少し増やせませんかとかいうふうなアピールをできないものかと思っておりますけども、課長の見解をお伺いします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 先ほど谷川教育総務課長の方からも答弁ありましたが、好評であるということは徐々にそちらの方が皆さんに知れ渡る、当然そちらの方の需要が求められれば、生産者の皆様で取組が可能であれば取り組んでいただける。あえてそちらの方で、そのような一般的に言うような口コミでと申し上げてよろしいんですか、そちらの方の情報が浸透してくれば、生産者の皆様も取り組んでみようかというお気持ちになれるかとは思いますが、ただ、生産に関しては、やはりそれだけの苦勞されておられますので、それが生産者の方がそれぞれでできるかできないかというところのご判断もやはりしっかりと考えるべきかとは思いますが。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） たしか、にこまるに関しましては遠藤さんという方が講演なさって、何かミネラルか何かが含ました特殊な肥料をすることによって、より一層おいしさが増すんだという案内があったようなことを覚えてるんですけども、その耕作する上での注意事項とかメリット、デメリット等をまた生産者の方に打診していただけると、また生産量、作付面積が増えるのではないかというふうに思いますけども、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問の方にお答えさせていただきます。

実際に、今、営農指導を受けている方にこちらの方にお越しただいて、実際、生産に取り組んでいただいている方との情報を共有、またいろいろな手法の方を教授いただいているところでございます。あくまで、木下議員も農業に携わられているお立場で重々お分かりだと思います。農業はやはり技術の世界でございます。言葉で軽く済ませるようなお話ではなく、実際にそちらの取組に参加していただくことが一番かと思います。その点につきましては、にこまるの方の生産の方でまた受けてみたいという方がおられるのであれば、こちらの方でおつなぎさせていただくようにいたします。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。続きまして、ふるさと納税の関係ですけども、先ほど課長の方からみずかがみ、ミルキークイーン等もやってるということでしたけども、この品種の中で継続的に出荷できる数量というものの確保はできてるのでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 答弁の中でも申し上げさせてもうたんですけども、ふるさと納税で扱う品目につきましては、通年、1年間のおおよそのニーズというか、申込み状況等がある程度把握してますので、そこを賄いきれる数量ということで、この4品目については確保ができております。いずれもJAの方を取扱者として経由させていただいておりますので、JAの方の判断もあると思うんですけども、そちらの方で返礼品としてしっかりと確保できるということで取扱いをさせていただいております。ただ、今年、南海トラフの関係で米不足ということがありまして、ふるさと納税の方にも米を求めてこられた方が全国的にもあったということで、ああいうような臨時的なニーズが発生した場合には、うちの方にしても全ての品目不足になりましたけれども、そういう場合については例外でございますので、通常1年間、発送できるということでJAとも協議をして、この4品目については確保ができているということでございます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） そうすると、ふるさと納税に関しては、例えば私はみずかがみを希望します、もしくはミルキークイーンを希望しますというふうになると、その数量の確保ということは、今、確保できてるというふうに解釈してよろしいですね。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 確保できてるということで解釈していただいて結構です。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。これで私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） これをもって、今定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁いただき、厚くお礼を申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（菅森照雄君）　これで本日の議事日程は全て終了しました。

なお、最終日の１２月１９日は午後１時３０分に再開、予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査したいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前１１時４５分　散会）

多賀町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 神細工 宗 宏

多賀町議会議員 小 島 櫻